

◎科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書

(略称) 米国との科学技術研究開発協力協定の有効期間延長議定書

平成十年六月十六日 ワシントンで
平成十年六月二十日 効力発生
平成十年八月七日 告示

(外務省告示第三二一六号)

目 次

前文	ページ
第一条 延長期間	一一二二二二
第二条 効力発生	一一二二二二
末文	一一二二二二

前文

科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書

PROTOCOL EXTENDING THE AGREEMENT
BETWEEN
THE GOVERNMENT OF JAPAN
AND
THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA
ON COOPERATION IN RESEARCH AND DEVELOPMENT
IN SCIENCE AND TECHNOLOGY

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

千九百八十八年六月二十日により署名され、千九百九十二年六月十六日江戸川河原にて作成された議定書により延長された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」といふ）の有効期間が千九百九十八年六月二十日は終了するに至るに認識し、

協定第九条の規定に従つて行動し、

次のとおり協定した。

第一条

延長期間

協定は、千九百九十八年六月二十日より九箇月間延長する。

効力発生

この議定書は、千九百九十八年六月二十日に効力を生ずる。

末文

千九百九十八年六月十六日江戸川河原にて日本語及び英語により本書一通を作成した。

DONE at Washington, this sixteenth day of June, 1998,
in duplicate, in the Japanese and English languages, each
text being equally authentic.

FOR THE GOVERNMENT
OF JAPAN:
齊藤邦彦

アメリカ合衆国政府のために
メリンド・L・キンブル

(signed) Kunihiko Saito

FOR THE GOVERNMENT
OF THE UNITED STATES
OF AMERICA:
(Signed) Melinda L. Kimble

(参考)

この議定書は、昭和六十三年六月二十日に署名された米国との科学技術研究開発協力協定（昭和六十三年二国間条約集参照）の有効期間を平成十年六月二十日より九箇月間延長するものである。